

議案第 4 1 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

(11)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画対中町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「対中町地区地区整備計画区域」という。）
------	---

別表第2に次のように加える。

対中町地区地区整備計画区域	幹線沿道地区	次に掲げる用途以外の建築物 1 畜舎（15平方メートルを超えるものに限る。）							
	住宅地区	次に掲げる用途以外の建築物 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する施設であって、床面積が1,500平方メートルを超えるもの 2 ホテル又は							

	<p>旅館</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する施設</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 畜舎（15平方メートルを超えるものに限る。）</p> <p>6 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理の量が非常に少ない施設であって、1500平方メートルを超えるもの（2階を超えるものに限る。）</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。